

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
越谷市大成町七丁目一九六番一地先から 吉川市大字吉川字屋敷付一五一六番五地先まで		越谷市大成町七丁目二二九番一地先から 同市東町二丁目一二九番一地先まで	区 間
二三・八〇〃 二七・三三	二三・八〇〃 四六・五五	八・二〇〃 二二・一五	敷地の幅員 (メートル)
一、〇八六・七七		八三九・三五	延 長 (メートル)
旧Aの一部は越谷市に引き継ぎ、残区間は県道平方東京線として管理する。旧Bの一部は吉川市に引き継ぎ、残区間は引き続き県道越谷流山線として管理する。		備 考	